

# 事業ごみの処理

## ～循環型社会の実現を目指して～

**4Rの促進とごみの適正処理は循環型社会の形成に向けた重要な取組です。**

大量生産・大量消費・大量廃棄型のシステムから、4Rの実施と廃棄物の適正処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された社会とされています。

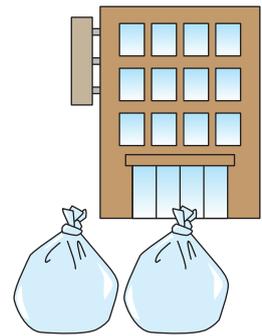


### 目 次

事業ごみ .....	1
事業ごみ処理の流れ .....	2
排出事業者の責務 .....	3
廃棄物処理業者の責務 .....	4
産業廃棄物・事業系一般廃棄物の処理 .....	5
資源物（資源ごみ）の処理 .....	9

# 事業ごみ

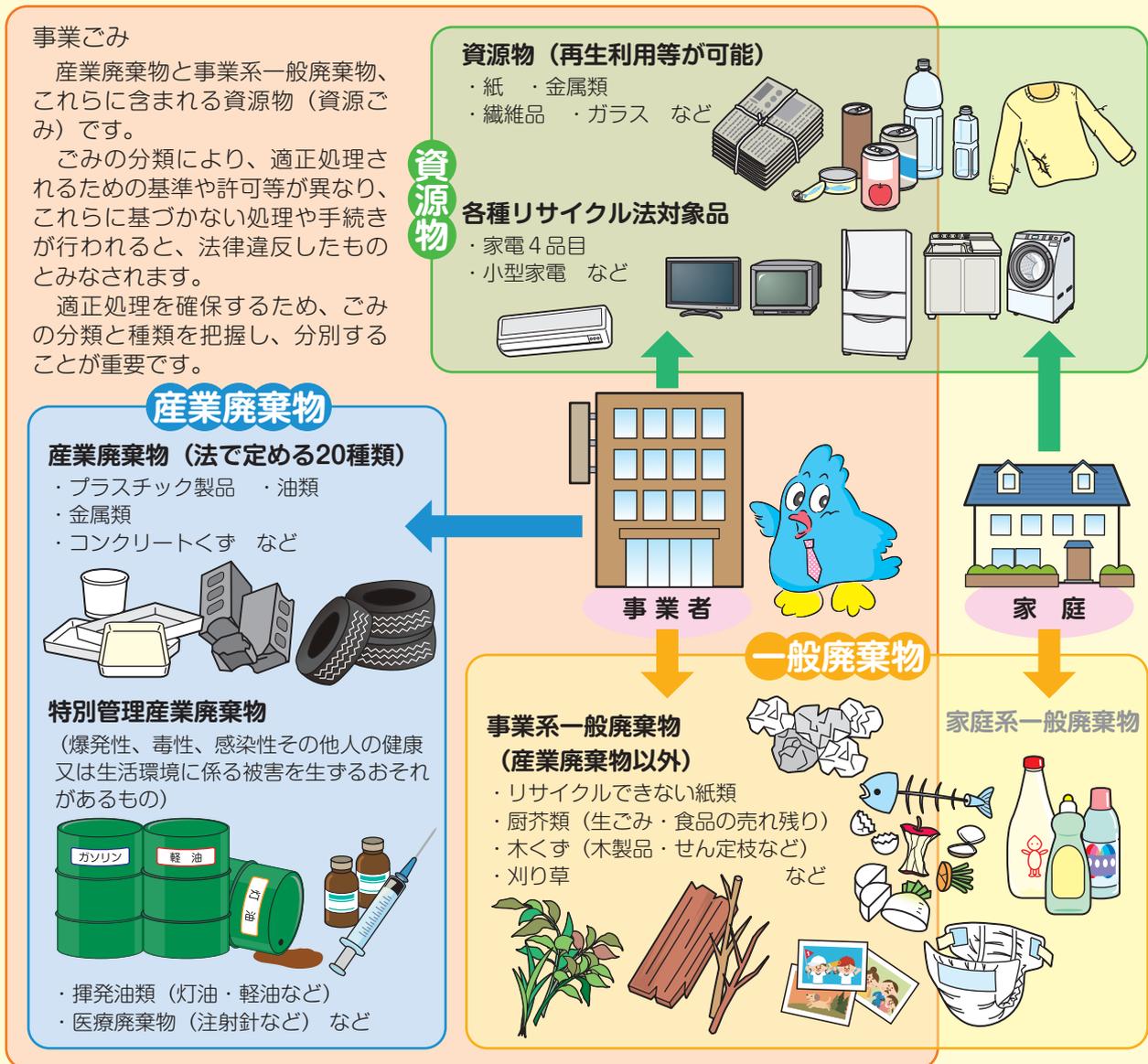
**事業者とは**… 事業を営むすべての者をいい、事業目的、産業分類、事業規模、法人・個人、収益等で判断されるものではありません。  
また、事業者の本来業務や付随的業務を含めて、あらゆる活動を事業活動といいます。



**ごみとは**… ごみ（廃棄物）とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、ごみに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されるものです。

## ごみの分類

ごみは、その排出の状況や性状に応じて、産業廃棄物と一般廃棄物に分類されます。  
産業廃棄物は事業活動に伴って生じたごみのうち、法令で定められた 20 種類とされ、一般廃棄物は産業廃棄物以外のごみをいいます。  
一般廃棄物は、主に家庭から発生する家庭系のものと、事業所から発生する事業系のものがあります。  
ごみの中には、再生資源としてリサイクル（再生利用）が可能なもの（資源物）も含まれています。



# 事業ごみ処理の流れ

ごみの処理は排出事業者者に責任があり、種類によって処理の流れが異なります。

**1** 排出抑制  
できるだけごみとならないように努める



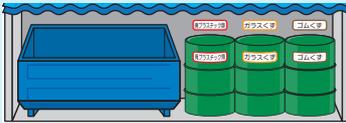
**2** 廃棄物該当性  
ごみかどうかを総合的に判断する

**3** 分別  
ごみの種類ごとに分別する

## 産業廃棄物

民間の許可業者で処理

種類ごとに分別して保管する（処理基準）



保管

産業廃棄物収集運搬許可業者へ収集方法、料金などを相談し、委託する（運搬、処分それぞれ書面にて契約）



処理委託

委託した許可業者へ引き渡す  
マニフェストの交付が必要



収集運搬

委託した許可業者の処理施設で焼却などの処理（再生利用前処理を含む）をする



中間処理・再生

処理後物、残さは、埋立処分する（建設資材などに再生利用されるものもある）



最終処分・再生利用

処理状況をマニフェストや実地などで確認する。



## 事業系一般廃棄物

市の処理施設で処理

透明又は半透明の袋で分別して保管する



保管

呉市の一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集方法、料金などを相談し、委託する



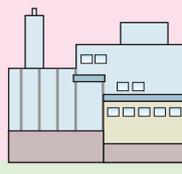
処理委託

委託した許可業者へ引き渡す



収集運搬

市の処理施設で焼却処理をする



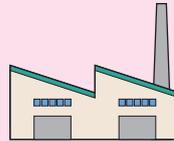
中間処理・再生

処理後物は埋立処分する



最終処分・再生利用

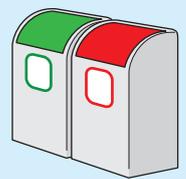
※処分を呉市が許可した民間業者へ委託することもできます。



## 資源物・各種リサイクル法対象品

リサイクル業者・メーカー等で処理

種類ごとに分別して保管する



保管

リサイクル業者へ対象品、分別、料金などを相談し、委託する



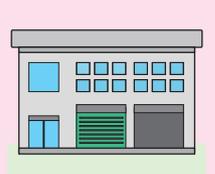
処理委託

委託したリサイクル業者へ引き渡す



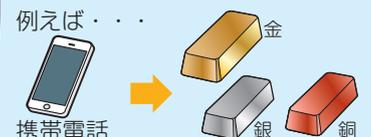
収集運搬

委託したリサイクル施設（ルート）で圧縮、破碎等の再生利用前処理をする



中間処理・再生

処理後物は再生資源として再生利用する（残さなど埋立処分されるものもある）



最終処分・再生利用

※種類や引渡条件、各種リサイクル法などにより、手続きなどの方法が異なります。

処理の流れ・排出事業者の責任範囲

ごみの処理は、排出事業者が自ら行うこともできますが、適正処理の基準がありますので、「産業廃棄物・事業系一般廃棄物の処理」ページで確認してください。

# 排出事業者の責務

## 排出事業者責任

- ①事業ごみは自らの責任において処理しなければなりません。
- ②事業ごみの再生利用などを積極的に行うことにより、減量化に努めなければなりません。
- ③取り扱う製品などがごみになることを考えて、処理が困難とならないようにしなければなりません。
- ④ごみの減量や適正処理の確保などに関して、国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません。



## 事業ごみの減量 (4 Rの取組)

- ① **Refuse (リフーズ) 発生抑制**  
不要品を買わない・貰わない・使用しないように取り組んでください。
- ② **Reduce (リデュース) 排出抑制**  
製品の生産や販売、消費段階で、ごみが出ないように取り組んでください。
- ③ **Reuse (リユース) 再使用**  
使用を終えた製品などを繰り返し使用できるように取り組んでください。
- ④ **Recycle (リサイクル) 再生利用**  
紙類、びん、缶、ペットボトルなど資源になるものはリサイクル業者に引き取ってもらってください。

**オフィス事務所**

- 使えるものは再使用
- 両面印刷等で紙ごみを削減する

**製造業**

- 原料に無駄が生じないようにする
- 寿命の長い製品の開発を推進する

**小売業**

- 店頭回収に取り組む
- レジ袋の配布削減
- 食品廃棄物を減らす

**飲食業**

- 食べ残しを減らす
- 紙コップや紙製おしぼりの使用を控える

## 事業ごみの処理

- ①「処理」とは、ごみの分別・保管・収集運搬・再生・処分のことをいいます。
- ②排出事業者は、その廃棄物を自ら処理するか、産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者等、一般廃棄物であれば一般廃棄物処理業者等、法で他人の廃棄物を適正に処理することができる者と認められている者に委託することができます。
- ③一般廃棄物については、市の処理方針や運用に従って処理し、産業廃棄物については、法で定める基準を遵守し、最終処分まで適正に処理する必要があります。

事業ごみの処理責任は、発生から最終処分されるまでです。処理の状況をマニフェストで確認するとともに、委託した処理業者が適正に処理できる能力を有しているか処理業者の処理施設等を実地確認するなどしてください。



## 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、その処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに管理責任者を選任する必要があります。管理責任者は公的機関が実施する講習会の受講修了者などの定められた要件を満たした者である必要があります。

特別管理産業廃棄物については [環境省 特別管理廃棄物規制の概要](#) [検索](#)  
講習会については [特管責任者講習会 日本産業廃棄物処理振興センター](#) [検索](#)

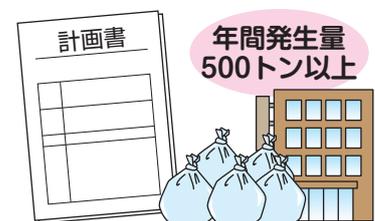


## 産業廃棄物処理計画書・実施状況報告書

前年度（4月～翌3月）の産業廃棄物の発生量が500トン以上（特別管理産業廃棄物の場合は50トン以上）の多量排出事業者は、減量や処理に関する計画書を作成し、6月30日までに提出してください。

計画書を提出した事業者は、計画年度の産業廃棄物発生量に関わらず、計画に対する報告書を提出してください。

[呉市 産業廃棄物 多量排出事業者の義務](#) [検索](#)





# 産業廃棄物・事業系一般廃棄物の処理

## 産業廃棄物の保管（産業廃棄物保管基準）

1. 保管場所には、囲いや掲示が必要です。
2. 保管場所からごみが飛散したり害虫が発生しないような対策が必要です。
3. 保管場所が屋外で容器に入れない場合は積み方に規制があります。
4. 特別管理廃棄物や水銀使用製品廃棄物、石綿含有廃棄物の場合は他のものと混合しないような対策が必要です。

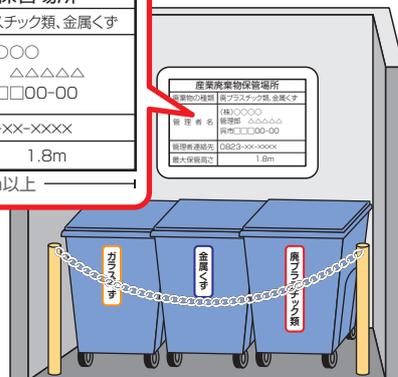
呉市 産業廃棄物 保管基準 [検索](#)

### 掲示板の例

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず
管理者名	(株)〇〇〇〇 管理部 △△△△△ 呉市〇〇〇〇〇〇-〇〇
管理者連絡先	0823-xx-xxxx
最大保管高さ	1.8m

60cm以上

60cm以上



保管

## 事業系一般廃棄物の保管

排出事業者が事業系一般廃棄物を保管するときの基準として法定事項のものはありませんが、適正処理の確保のため、産業廃棄物と同様な対策に努めてください。

ごみの適正処理と事故防止のため、運搬先が呉市の処理施設の場合は、透明又は半透明の袋を使用してください。



## 事業系一般廃棄物の搬入物検査

呉市処理施設では産業廃棄物や資源物など不適物の混入が見受けられることから適時、搬入物の検査を行っています。

可燃ごみの中に不燃ごみが混入していた事例  
**缶、びん類は産業廃棄物**に該当します



悪い例



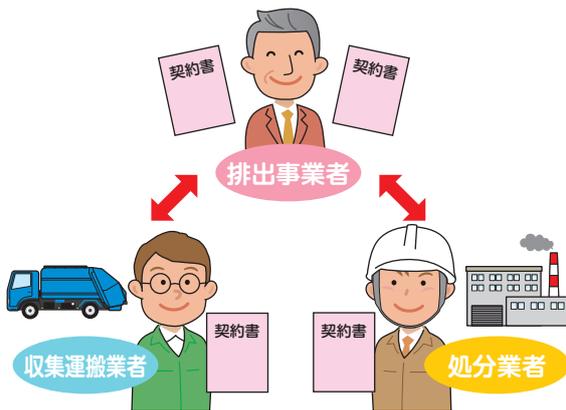
良い例



## 産業廃棄物の処理委託（産業廃棄物委託基準）

1. 委託する者が産業廃棄物処理業（収集運搬・処分）の許可を有している必要があります。
2. 排出事業者と処理業者の二者間で委託契約を締結する必要があります。
3. 契約は定められた内容が記載された書面により行い、5年間保存する必要があります。
4. 特別管理産業廃棄物の場合は、注意すべき事項等をあらかじめ通知する必要があります。

呉市 産業廃棄物を委託処理するときは [検索](#)



### 産業廃棄物処理業者選定のポイント

- ① 運搬、処分してもらいたいごみの種類について許可を受けていること
- ② 許可は有効期限内であること
- ③ 収集運搬業者は、収集場所と運搬先の両方の許可を受けていること
- ④ 処分業者は、処理後のごみの処分（再生）方法が明確であること
- ⑤ 処理費用は、他業者と比較しても適正な価格であること

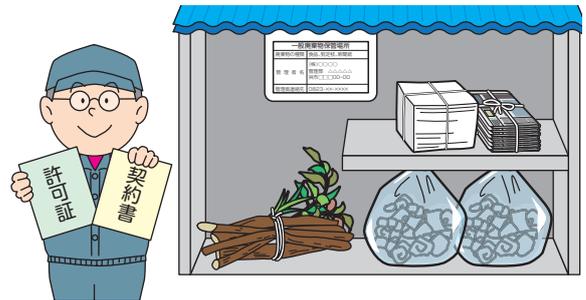
## 事業系一般廃棄物の処理委託（一般廃棄物委託基準）

委託する者は呉市の一般廃棄物処理業の許可を有している必要があります。

※二者間契約や書面での契約は法定事項ではありませんが、契約関係を確認できるようにしておくことが望ましいです。

また、許可の有効期限、事業区域を許可証で確認してください。

呉市 一般廃棄物処理業者名簿 [検索](#)



### 第三者によるあっせん等

ごみ処理委託に際して、第三者が処理業者をあっせん、仲介、契約の代理等の行為を行う場合がありますが、ごみの処理責任はあくまで排出事業者にあります。処理業者や契約内容等の重要事項については、自らの責任で決定し、不適正処理や委託基準違反などが生じないように処理状況の確認や処理費用の支払いなど適切に実施してください。



### 処理業者・リサイクル業者

#### 産業廃棄物処理業の許可業者について

広島県内（呉市を含む）で産業廃棄物処理業の許可を有する事業者情報については広島県資源循環協会のホームページで公開しています。

（一社）広島県資源循環協会 …… [ひろしま産廃ネット](#) [検索](#)

#### 一般廃棄物処理業の許可業者について

呉市の一般廃棄物処理業の許可を有する事業者情報については呉市のホームページで公開しています。

呉市環境政策課 …… [呉市 一般廃棄物処理業者名簿](#) [検索](#)

#### 資源ごみのリサイクル業者について

リサイクル業者として広島県に登録している事業者情報については広島県のホームページで公開しています。

広島県循環型社会課 …… [広島県 廃棄物再生事業者登録名簿](#) [検索](#)

# 産業廃棄物・事業系一般廃棄物の処理

収集運搬と運搬後の保管

## 産業廃棄物の収集運搬と運搬後の保管（産業廃棄物処理基準）

1. 収集運搬に使用する車両等には、ごみが飛散したりしないような対策が必要です。
2. 収集運搬に使用する車両等には、表示と書面携帯が必要です。
3. 運搬してきたごみを積み替えたり保管したりする場合は保管基準に加え、保管量の制限などの保管できる条件があります。
4. 排出事業者から委託された収集運搬業者が保管する場合は、積替保管を含んだ許可が必要です。

### 運搬の基準例

- ・飛散等の防止措置
- ・車両表示
- ・書面携帯



■氏名又は名称及び住所
〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
■産業廃棄物の種類・数量
廃〇〇〇〇〇〇・〇〇トン
■積載日
〇年〇月〇日
■積載した事業場
〇〇〇〇工場
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
TEL〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
■運搬先の事業場
〇〇〇〇リサイクルセンター
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
TEL〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

5cm以上

**産業廃棄物収集運搬車**

〇〇株式会社

000000号

3cm以上

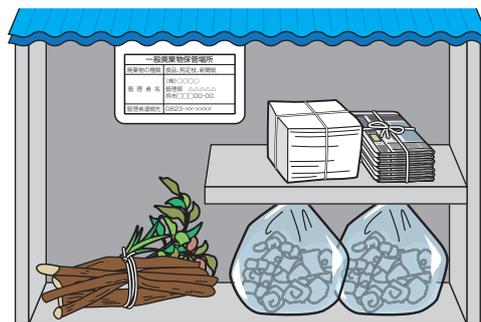
収集運搬業者は許可番号の表示が必要です

呉市 産業廃棄物 検索

## 事業系一般廃棄物の収集運搬と運搬後の保管（一般廃棄物処理基準）

収集運搬車両への表示と書面携帯義務、保管量制限を除いては、産業廃棄物処理基準と同じです。

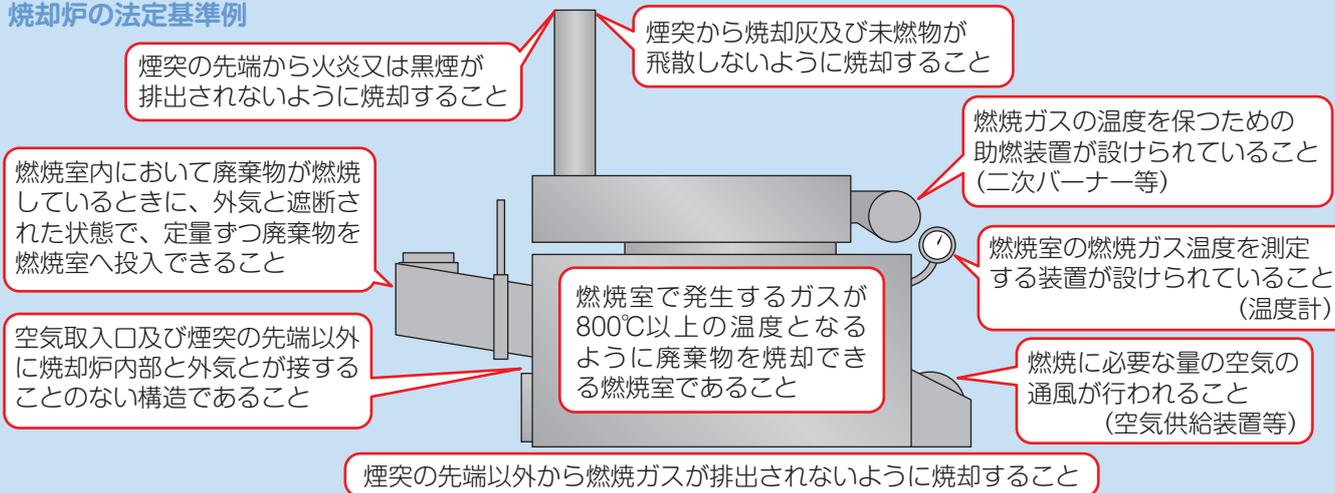
※排出事業者が行う運搬後の保管については、法的事項のものはありませんが、適正処理の確保のため、処理業者に係る基準と同様の対策に努めてください。



### 事業ごみ処理施設の注意点

事業ごみを処分（再生処理を含む）しようとするときは、ご相談ください。設置しようとする施設の条件によっては、設置の許可が必要な場合があります。設置許可が不要な場合でも間違った使用方法や不適正な処理方法では、違法と判断されます。

### 焼却炉の法定基準例





# 資源物（資源ごみ）の処理

## 専ら物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）

専ら物（もっぱらぶつ）は法律で規制される前からリサイクルされてきた物として、現在でも一般的に資源物として扱われています。

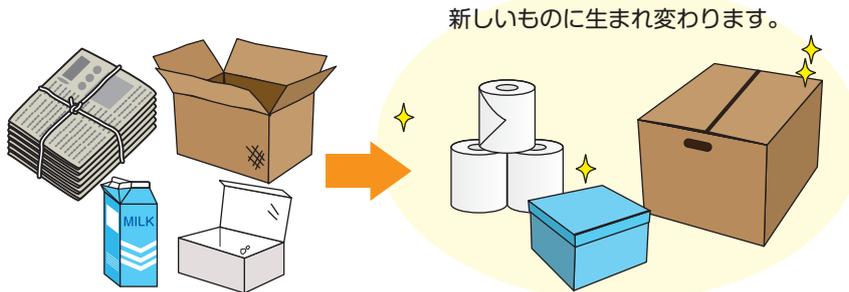
特に紙ごみ（古紙）については、事業系一般廃棄物のうちで最も多く排出されるものと言われています。

専ら物の処理については、リサイクル目的であれば、廃棄物処理業の許可を受けた業者でなくても処理を委託することができますが、その廃棄物が産業廃棄物由来のものであれば、委託基準を遵守する必要があります。マニフェストの交付義務はありません。

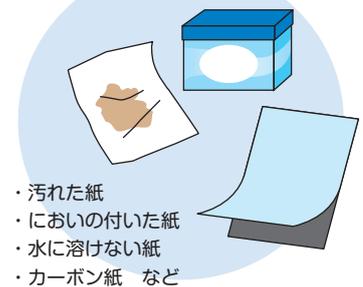
分別方法、回収方法、料金等については、リサイクル業者と相談してください。

広島県 廃棄物再生事業者登録名簿 [検索](#)

### 古紙

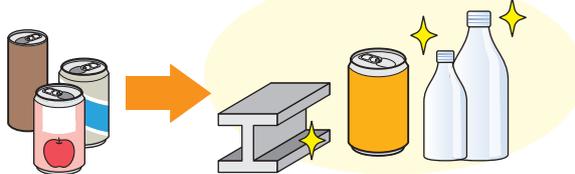


### 再生できない古紙



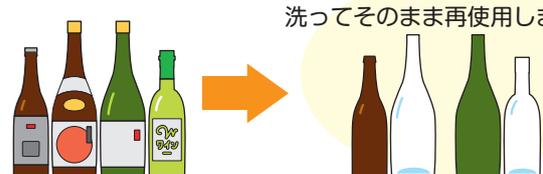
### くず鉄（空き缶）

新しいものに生まれ変わります。



### 空きびん類

新しいものに生まれ変わったり洗ってそのまま再使用します。



### 古繊維

工業用品として再利用（ウエス）

綿にもどして反毛に

古着として海外に輸出



## その他（プラスチック類、建設系廃棄物など）

分別をきちんと行うことによりリサイクルすることができるものもあります。

産業廃棄物として処理されることが一般的ですので、再生方法や条件等を確認してください。

**産業廃棄物の処理委託契約書の締結とマニフェストの交付が必要です。**

建設リサイクル法対象の建設工事から排出されるものはリサイクルが義務付けられています。

広島県 廃棄物再生事業者登録名簿 [検索](#) ひろしま産廃ネット [検索](#)

### 発泡スチロール

新しい材料等に生まれ変わります。



- ・建材・土木
- ・再生発泡スチロール
- ・文具・燃料 など

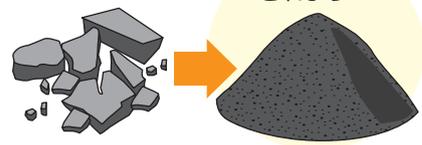
### ペットボトル

新しい製品に生まれ変わります。



### アスファルト

砕いて再生されます



## 家電リサイクル法対象品

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法に沿って処分してください。購入した電器店や家電量販店にご相談ください（リサイクル料金と収集運搬料金が必要）

郵便局でリサイクル料金を支払って指定引取場所（広島市内ほか）まで持ち込むこともできます。

**産業廃棄物の処理委託契約の締結とマニフェストの交付は必要ありませんが、家電リサイクル券の交付が必要です。**

家電製品協会 家電リサイクル [検索](#)

### 家電リサイクル法で対象としている製品



テレビ エアコン 洗濯機・衣類乾燥機 冷蔵庫・冷凍庫  
有用な資源のほか、オゾン層の破壊や地球温暖化を引き起こすフロンガスや有害な鉛・水銀などを含んでいるため、法律に基づく適切なリサイクルが必要です。

## 小型家電リサイクル法対象品

携帯電話、デジタルカメラ、パソコンなどの家電品を国の認定を受けた事業者へ引き渡すことで安全かつ確実なリサイクルが可能となります。

認定事業者又は認定事業者と同等の処理ができる事業者へ引き渡すようご協力ください。

引渡しには**産業廃棄物の処理委託契約の締結とマニフェストの交付が必要です。**

環境省 小型家電リサイクル関連 [検索](#)

### 小型家電リサイクル法で対象としている製品



デジタルカメラ 携帯電話 電話機 電卓 パソコン  
この他にも、幅広い製品が小型家電に含まれます。詳しくは認定事業者等にお尋ねください。

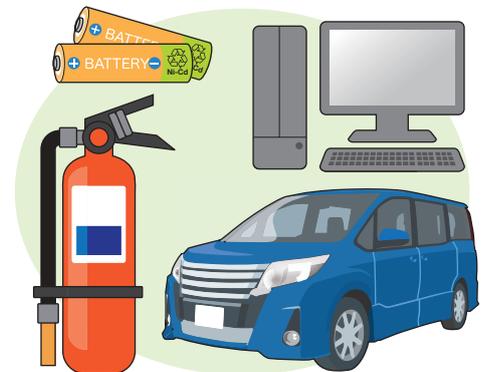
## その他（パソコン、小型充電式電池、自動車、二輪車、消火器、FRP船など）

資源有効利用促進法、自動車リサイクル法、廃棄物処理法（広域認定制度）に基づき、メーカー等によるリサイクルがされています。

回収方法、条件、料金等については各窓口等で確認してください。

**広域認定制度による処理委託は契約書の締結が必要ですが、マニフェストの交付義務はありません。**

- パソコンリサイクル … [パソコン3R推進協会](#) [検索](#)
- 小型充電式電池は …… [JBRC](#) [検索](#)
- 自動車、二輪車は …… [自動車リサイクル促進センター](#) [検索](#)
- 消火器は ……………… [消火器リサイクル促進センター](#) [検索](#)
- FRP船は ……………… [日本マリン事業協会](#) [検索](#)



## 食品ロスの削減

食品廃棄物のうち、可食部（売れ残り、食べ残し、規格外品など）と言われるものだけで1年間に約275万トン（農林水産省令和2年度推計）あります。この食べられるのに廃棄してしまう食品ロスの削減にも取り組んでいく必要があります。

食品ロスの発生は、直接的・間接的に様々な要因があるとされていますので、事業者（製造、卸売、小売、外食）は、それぞれの立場でできることから取り組んでください。

- （取組例）・食品リサイクル業者へ引き渡して飼料などの再生利用
- ・小容量の販売やメニューの提供などの発生抑制

農林水産省 食品リサイクル・食品ロス [検索](#)



食べものに、  
もったいないを、  
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

## ごみの投棄や定められた方法によらない焼却はできません

ごみをみだりに投棄したり、基準に基づかない焼却をしたりする行為（未遂を含みます）は、禁止されています。

- ・行為者以外の関係者も罰せられることがあります
- ・処理を委託した排出事業者も責任を問われることがあります
- ・自らが管理する土地であってもごみを埋めたり放置する行為は不法投棄とみなされます

### 不法投棄・不法焼却の罰則

5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金（法人の場合は3億円）又はこの併科



## 無許可の処理業者はごみの処理をすることができません

ごみの処理を無許可の業者に委託することや、許可を受けずに排出事業者から受託することは禁止されています。

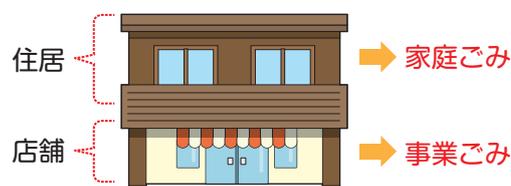
- ・ごみの区分・種類に応じた許可を受けているか許可証で確認してください
- ・無許可業者による不適正処理や料金トラブルの事例も報告されています



## ごみステーションに出すことはできません

事業ごみを家庭から排出されるごみと同等のものとして、指定ごみ袋や粗大ごみシールを使用して排出することはできません。

- ・住居と併設されている事業所から排出されるごみは、事業ごみとして処理してください
- ・資源ごみ（紙、缶等）、有害・危険ごみ（蛍光灯、ライター等）、小型家電もごみステーションや市民センター等に設置している回収ボックスに出すことはできません
- ・資源ごみを自治会等が実施している資源集団回収に引き渡すこともしないでください（資源集団回収団体報償金の対象とはなりません）



住居兼店舗の建物の場合は、  
ごみを別々に処理してください。

発行：呉市

令和5年5月

問合せ先：呉市環境部環境政策課

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

T E L : 0823-25-3302、3303

F A X : 0823-32-1621

E - mail : kansei@city.kure.lg.jp